

処分年月日	2023 年 12 月 12 日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称	三木証券株式会社
法令等違反行為の概要	【顧客資産の着服】 当該協会の役員である甲は、知人乙から生活が厳しい旨の相談を受け、援助の要請があれば 100 万円を渡すことを考え、その資金を捻出する為に、令和 5 年 1 月及び 3 月、新規公開株式の購入資金に充てると称して顧客 A より現金で 50 万円ずつ計 100 万円を詐取した。 ※ 甲は上記「顧客資産の着服」の他、名義貸し（甲の知人丙の口座にて、顧客 B の取引を行わせたもの（「協会の従業員に関する規則」第 7 条第 8 号該当）。）も行っている。
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	—